

専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法施行規則案要綱（たたき台）

第一 法第二条第三項第一号の厚生労働省令で定める額

専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百三十七号。以下「法」という。）第二条第三項第一号の厚生労働省令で定める額は、千七十五万円とすること。

第二 第一種計画に係る認定の申請

一 法第四条第一項の規定により第一種計画（同項に規定する第一種計画をいう。二において同じ。）に係る認定を受けようとする事業主は、申請書一通及びその写し一通を、その主たる事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならないものとする。

二 一の申請書及びその写しには、就業規則その他の書類であつて、法第四条第一項に規定する第一種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置を実施することを明らかにするものを添付しなければならないものとする。

第三 第一種計画の変更に係る認定の申請

一 法第五条第一項の規定により第一種計画の変更に係る認定を受けようとする同項に規定する第一種

認定事業主は、申請書一通及びその写し一通を、その主たる事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならないものとする。

二 第二の二の規定は、一の申請書及びその写しについて準用するものとする。

第四 第二種計画に係る認定の申請

一 法第六条第一項の規定により第二種計画（同項に規定する第二種計画をいう。二において同じ。）に係る認定を受けようとする事業主は、申請書一通及びその写し一通を、その主たる事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならないものとする。

二 一の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならないものとする。

（一） 就業規則その他の書類であつて、法第六条第一項に規定する第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置を実施することを明らかにするもの

（二） 就業規則その他の書類であつて、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第十八号）第九条第一項に規定する高年齢者雇用確保措置を現に講じていることを明らかにするもの

第五 第二種計画の変更に係る認定の申請

一 法第七条第一項の規定により第二種計画の変更に係る認定を受けようとする同項に規定する第二種認定事業主は、申請書一通及びその写し一通を、その主たる事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならないものとする。

二 第四の二の規定は、一の申請書及びその写しについて準用するものとする。

第六 権限の委任

法第四条第三項等に規定する厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任するものとする。

第七 附則

一 施行期日

この省令は、平成二十七年四月一日から施行するものとする。

二 社会保険労務士法施行規則の一部改正

法に係る申請等のうち、法第十一条の報告以外のものについて、社会保険労務士による事務代理ができるものとする。